全国消団連法人化と消費者法制度の前進

消費者団体の働きかけにより消費者行政の組織体制が一定に整えられた結果、この頃から消費者被害救済などの具体的な消費者立法の動きが活発に動き始めます。その中でも2013年に成立した集団的消費者被害回復訴訟制度は、同種の被害が拡散的に多発し、被害があっても「泣き寝入り」しがちな消費者被害の特性に対応し、二段階型の訴訟制度を設けたユニークな仕組みで、8年に及ぶ消費者団体と専門家等による運動が結実した画期的な立法と言えるものでした。2012~2013年度は全国消団連からの呼びかけに54団体の賛同を得て早期創設運動を展開し、緊急アピールの発表や議員要請行動、2度の院内集会開催などの取り組みを重ねました。審議の過程で産業界(事業者等)から寄せられた数々の懸念に対しても粘り強く対話し、濫訴の抑制、予測可能性の確保などの点で十分配慮した堅実な制度設計として、最終的には全会一致で成立したものです。

この他にも多くの消費者関連法案が国会審議に附されていく状況となり、それらに対して合理性と透明性を備えた「消費者の意見」を主張することが求められるようになってきました。2011年の新・消費者運動ビジョンで提起された全国消団連の法人化は、2年間の組織討議を経てこの2013年に実現に至ります。一般社団法人の設立宣言では「全国消団連は消費者運動の要となって時代の要請に応えます」と謳われました。

全 国 消 団 連 の あ ゆ み

- 1月 第51回全国消費者大会
- 4月 全国消団連、一般社団法人としてスタート
- 5月 院内集会(通常国会)「集団的消費者被害回復訴訟制度実現を求める」
- 7月 PLオンブズ会議報告会「伝わらないリコール情報 ~ TDK事故からリコール問題を考える~」 「いわゆる健康食品」の機能性表示について意見書提出
- 10月 院内集会(臨時国会)「集団的消費者被害回復訴訟制度実現を求める」
- 11月 特定秘密保護法案への意見 消費者委員会と全国消団連の懇談会を開催 メニュー表示等における偽装問題についての緊急提言

社会の動き

- 1月 内閣府に規制改革会議設置
- 2月 経済産業省電力システム改革専門委員会報告
- 3月 政府がTPP交渉への参加を表明
- 6月 食品表示法が成立 「消費者教育に関する基本方針」閣議決定
- 7月 参議院選挙 カネボウ化粧品、美白化粧品による白斑トラブル発覚
- 8月 社会保障制度改革国民会議報告
- 10月 レストラン等におけるメニュー表示の不正事案多発 水銀に関する水俣条約採択
- 11月 国家安全保障会議設置法(日本版NSC法)成立
- 12月 特定秘密保護法が成立 社会保障プログラム法成立 アクリフーズ、冷凍食品の農薬混入事案発覚 集団的消費者被害回復訴訟制度が成立

集団的消費者被害救済制度の実現と適格消費者団体の果たす役割

10年前の2007年末、全国の適格消費者団体は、消費者機構日本、消費者支援機構関西、全国消費生活相談員協会、京都消費者契約ネットワークの4団体であった。2016年現在は14団体となっている。また、半年に一回開催されている適格消費者団体連絡協議会は、適格消費者団体の認定をめざしている団体も含めて、2006年9月東京開催には7団体15人、2007年2月大阪開催には10団体22人がそれぞれ参加していた。この連絡協議会も2016年9月の第21回には、全体会・特定をめざす団体会議・適格をめざす団体会議・事務局意見交換会と4つの会議を土日での二日間開催となり、全体会には14の適格団体、15のめざす団体など、合計114人の参加規模となっている。

10年前は、消費者契約法等に違反する事業者の不当行為に対する「差止請求」を行うのが消費者団体訴訟制度であった。それに加え2016年10月に「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が施行され、特定適格消費者団体として認定されると「被害回復」業務ができるようになった。



岩岡宏保 埼玉消費者被害をなくす会 専務理事

しかし、「差止請求」「被害回復」そして「適格消費者団体」の認知度は、消費者側にも事業者側にもまだまだ低い状況であり、適格消費者団体数を現在の数倍に増やしていくこと、また、特定適格消費者団体による被害回復業務に取り組むことで、認知度を上げ、消費者被害をなくしていくことにつなげていきたい。

COLUMN